

公立大学法人宮城大学学長の職務代理者を定める規程

平成25年3月27日

規程第132号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学が設置する宮城大学の学長に事故があるとき又は欠員のときの職務の代理について、必要な事項を定めるものとする。

(学長の職務代理者)

第2条 学長に事故があるとき又は欠員のときは、学長があらかじめ指名する役員又は職員（管理職員に限る。）が、その職務を代理する。

2 前項の職務代理者は、2人以内とする。

(職務代理者の順位)

第3条 前条の職務代理者を2人置く場合は、学長があらかじめ定めた順位で、その職務を代理する。

附 則 (H25.3.27 第67回理事会)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。